

令和 2 年 度

第 2 回 評 議 員 会 議 案

令和 2 年 6 月 22 日

一般財団法人 神戸市水道サービス公社

## 目 次

### 報告事項

報告事項 1 令和元年度事業報告	1 頁
報告事項 2 令和元年度公益目的支出計画実施報告書について	4 頁
令和元年度公益目的支出計画実施報告書	4 頁
令和元年度公益目的支出計画実施報告書に関する監査報告書	11 頁

### 決議事項

#### 第 1 号議案 令和元年度決算に係る正味財産増減計算書（損益計算書）及び賃借対照表の承認について

1. 正味財産増減計算書（損益計算書）	12 頁
2. 賃借対照表	14 頁
3. 監査報告書	15 頁

### (参考資料)

I 会社の概要	16 頁
II 一般財団法人神戸市水道サービス公社定款	18 頁

## 報告事項 1 令和元年度事業報告

当社は、神戸市内における水道の円滑な利用促進と適正かつ合理的な維持管理を行うために必要な事業を行い、もって神戸市水道事業の合理的な運営と市民福祉の向上に寄与することを目的として昭和40年に設立され、先行管の布設、期間満了メーターの取替、管工事などの事業を実施してきた。

昭和60年に神戸市において市民皆水道が達成されたのを契機に、当社の事業も従来の管工事主体から水道メーターの検針・徴収業務・メーター取替業務（以下、「主要3事業」という。）に重点を移してきたが、平成19年度以降、これらの業務にも順次競争性が導入されることとなった。

こうした状況の中、平成26年2月に「神戸市水道サービス公社事業に関するあり方検討委員会」でとりまとめられた「水道サービス公社事業のあり方に関する意見」の内容を踏まえて、中期経営計画（平成26年度～平成30年度）を策定し、公社経営改革の道筋として、公民連携の推進、競争性導入への対応、新規事業の開拓及び人材育成などの取り組みを行ってきたところであるが、結果として主要3事業のうちメーター検針・徴収業務は、令和元年9月をもって受注が終了し、メーター取替業務は中部センターの1センター分のみの受注となった。

一方、新規事業として、神戸市水道局や周辺の水道事業体などでニーズの高い工事監理（設計・積算・監督）業務や、給水装置工事事業者の指定更新事務、給水装置工事事業者講習会の開催事務等に着手し、人材育成も進めながら、事業構造の変革に取り組んできた。

また、現状に即した体制の構築、正規職員の給与削減、賞与支給率の引下げなどにより人件費の抑制・削減等に努めた結果、平成30年度は6年ぶりに当期純利益を計上し、令和元年度においても引き続き当期純利益を確保することができた。

このような状況を踏まえて令和2年3月に策定した中期経営計画2023（令和2年度～令和5年度）においては、経営の継続的安定化、広域連携・他事業体の支援など技術的業務等の事業拡大、ガバナンスの強化を目標として掲げ、公社の核となる事業を従来の管理的業務から技術的業務にシフトさせていくことを前提に、行動計画、人員計画、収支計画を定めており、引き続き、次期計画が実現できる人材確保・育成など体制整備に取り組んでいく。

また、今後とも業務量に見合った効率的な執行体制の構築を進めていく一方で、正規職員等の給与削減、非常勤嘱託職員・高齢嘱託職員の活用など、当社の経常費用の約4割を占める人件費の削減に努め、あわせて、一層の物件費の削減、業務効率向上策の実施等、徹底した合理化、効率化を推進するなど、あらゆる経営改善策を積み重ねることにより、神戸市水道事業の効率的な運営を図る上で、一定の役割を担っていく。

### （1）期間満了メーターの取替

計量法により検定有効期間が8年と定められている水道メーターを期限到来前に取り替えた。

事業量 24,491件（撤去含む）

また、期間満了メーターのうち、様々な理由により取替が行えず、検定期間を超えたメータ

ー（取替困難メーター）について、調査及び勧奨の業務を行った。

## （2）水道施設の管理

### ①「神戸市水の科学博物館」の管理運営

平成28年度から、水道事業に関する知識の普及及び啓発を図ることを目的として、歴史的建造物である奥平野旧急速ろ過場上屋に設置された「神戸市水の科学博物館」の管理運営を行った。（4年目）

また、平成31年1月に新設された水の科学博物館駐車場（7台）の管理運営も行った。

来館者数 45,746人

### ② 水道施設用地の草刈・植栽の剪定業務の監理

水道施設用地の草刈及び樹木の剪定業務の調整・監督等を行った。

### ③ その他

淡路島への暫定給水に伴う神戸市側（明石海峡大橋添架管を含む。）の送水管及び淡路島内の一部送水施設の維持管理を行った他、宝塚市配水施設の保守管理（令和3年5月まで実施予定）を行った。

## （3）メーター検針・徴収事務

### ① メーター検針

水道料金・下水道使用料の計算の基礎とするため、2か月毎にメーターの検針を行い、使用水量及び料金を同時に使用者に通知した。

事業量 683,078件

### ② 未納整理事務等

納期限が過ぎた未納料金について戸別訪問等により納付を督促し、収入の確保にあたりとともに、転宅時の現場精算事務等を行った。

事業量 18,268件

### ③ その他

不着返送納付書の原因調査及び再配布等を行った。

## （4）設計・工事関連事業

### ① 鶴越墓園インフラ再整備工事

墓園内の水道管更新及び道路舗装補修工事を実施した。

### ② 工業用水メーター更新作業監理委託

令和元年度メーター更新作業の管理、メーター設置後の現場対応・問い合わせ対応・調査等を行った。併せて、スマートメーター設置を想定した令和2年度メーター更新の事前調査も行った。

### ③ 水道施設各所防草対策工事等

草刈作業の必要がある施設の舗装やコンクリート張り、防草シートの設置工事の工事発注・

工事監督を行った。

④ 不断水穿孔工事の監理

不断水穿孔工事の調整・監督を行った。

⑤ 民間賃貸住宅の給水管更新工事等

(一財) 神戸すまいまちづくり公社の所有する賃貸住宅の給水管更新の工事発注及び工事監督を行った。

(5) 調査・支援等事業

① 水・インフラ整備に関する国際貢献

水・インフラ整備の海外展開を志向する地元企業等からの支援要請に基づき、事業計画、施設整備、事業運営、維持管理運営、危機管理等に関するアドバイス、コンサルティング等を行った。また、水道局とともに取り組んでいる水インフラ事業の一環として、JICA課題別研修の委託業務を受託し、都市上水道の浄水・水質に関する研修を行った。

② 受水槽の適正管理等

定期検査の実施推進など受水槽の適正管理とともに直結給水化も含めて啓発活動を行った。また、適正な管理が円滑に実施されるよう検査機関として定期検査等を実施した。

③ 指定給水装置工事事業者更新制導入に伴う受付業務

新たに水道法の改正に伴い、令和元年10月に導入された指定給水装置工事事業者の更新制における更新受付事務を行った。

④ 指定給水装置工事事業者講習会開催業務

神戸市、明石市に加え、新たに加古川市において、厚生労働省通知に基づき各事業体において開催される「指定給水装置工事事業者講習会」の開催事務を行った。

(6) その他業務

① 駐車場の経営

公社所有用地を活用して事業を行った。

② 給水管データ更新業務

新たに給水管等の維持管理に必要な給水管データの追加、修正を管路情報管理システムにより行った。

③ 配管詳細図の整備

新たに管路情報管理システムの効率的活用を図るため、配管詳細図をCADシステムにより作成した。

④ 給水設計台帳システム管理業務

新たに水道局各センターにおいて、給水設計書・各種承諾書の入力を行った

⑤ 集合住宅の漏水修繕等

宅内水まわりの相談窓口として「集合住宅の水回り相談センター」を設置し、集合住宅の漏水修繕、水道設備改修に関するアドバイス・コンサルティング等を行った。

## 報告事項 2 令和元年度公益目的支出計画実施報告書について

### 令和元年度公益目的支出計画実施報告書

一般財団法人神戸市水道サービス公社

#### 1. 令和元年度の概要

1. 公益目的財産額	359,590,497 円
2. 当該事業年度の公益目的収支差額 ((1) + (2) - (3))	53,891,334 円
(1) 前事業年度末日の公益目的収支差額	45,896,339 円
(2) 当該事業年度の公益目的支出の額	7,994,995 円
(3) 当該事業年度の実施事業収入の額	0 円
3. 当該事業年度末日の公益目的財産残額	305,699,163 円
4. 2の欄に記載した額が計画に記載した見込み額と異なる場合、その概要及び理由	
<p>計画策定時点の見込みに比べ、継1における公益目的支出の額が見込みを下回る一方、公1における公益目的支出の額が見込みを上回ったため、当該事業年度末日の公益目的収支差額が計画における見込額を上回ったものである。</p> <p>なお、公益目的収支差額については、計画との差は118,286円であるが、今後の事業規模からみても、現時点においては計画期間に影響を及ぼすものではないと考える。</p>	

#### 【公益目的支出計画の状況】

公益目的支出計画の	(1) 計画上の完了見込み	令和42年3月31日
完了予定事業年度の末日	(2) (1)より早まる見込みの場合	

	前事業年度		当該事業年度		翌事業年度
	計画	実績	計画	実績	計画
公益目的財産額	359,590,497 円	359,590,497 円	359,590,497 円	359,590,497 円	359,590,497 円
公益目的収支差額	46,091,184 円	45,896,339 円	53,773,048 円	53,891,334 円	61,454,912 円
公益目的支出の額	7,681,864 円	7,526,729 円	7,681,864 円	7,994,995 円	7,681,864 円
実施事業収入の額	0 円	0 円	0 円	0 円	0 円
公益目的財産残額	313,499,313 円	313,694,158 円	305,817,449 円	305,699,163 円	298,135,585 円

## 2. 実施事業（公益目的事業）の状況等

事業番号	事業の内容
公1	小規模受水槽及び給水設備について、所有者等による適正な維持管理の実施に向けた啓発活動等を行う事業

### (1) 計画記載事項

事業の概要
<p>(事業の趣旨)</p> <p>本事業は、小規模受水槽及び給水設備の所有者又は管理者に、その適正な維持管理を促すことにより、安全、安心な水道を実現し、市民福祉の向上を図ることを目的とする。</p> <p>(事業の背景等)</p> <p>容量 10 m<sup>3</sup>以下の小規模受水槽のうち、容量が 3 m<sup>3</sup>を超えるものは、定期点検（年 1 回）の実施が神戸市受水槽衛生管理指導要綱により義務づけられているが、特に罰則はなく、また 3 m<sup>3</sup>以下のものは同要綱でも努力義務にとどまっている。そのため、これら小規模受水槽の定期点検の受検率は非常に低く、水質検査などが定期的に行われていないものが多い。</p> <p>また、集合住宅の配管などの給水設備は、当該集合住宅の所有者が管理するものとされているが、計画的な設備改修が行われず、老朽化に伴う漏水の可能性が高まっている。</p> <p>本事業は、小規模受水槽及び集合住宅の配管などの給水設備の適正な維持管理の重要性を所有者又は管理者に認識してもらうための啓発活動等を行うものである。</p> <p>(事業の特徴)</p> <p>小規模受水槽等の管理状況は特にデータベース化されておらず、それらを網羅的に把握、啓発する事は民間営利事業者では困難である反面、公社では概ねすべての対象に対して事業実施が可能である。</p> <p>また、実施にあたっては、啓発パンフレットを作成し、適正管理の重要性を周知するだけでなく、受水槽及び給水設備の維持管理に関する技術的能力を有効に活用することにより、実態に即した啓発を行う。</p> <p>啓発活動は、適正な維持管理の重要性を所有者等に認識してもらうものであり、公社での受検等を促す目的で実施するものではない。</p> <p>(事業の内容)</p> <p>小規模受水槽の適正管理啓発及び集合住宅における給水設備の適正管理啓発</p> <p>(実施内容)</p> <p>1. 小規模受水槽の適正管理啓発</p> <p>受水槽の維持管理について技術的能力を有する公社職員が個別訪問し、定期検査の実施を勧奨することにより、受水槽の水質維持を図る。また、より水質の維持を確保しやすい方法として、受水槽を使用せず直接住戸に給水する直結給水化への切替えも提案する。</p> <p>2. 集合住宅における給水設備の適正管理啓発</p> <p>給水設備の維持管理について技術的能力を有する公社職員が個別訪問し、給水設備改修計画の立案とその実施について助言等することにより、老朽化した給水設備の更新を促進する。</p>

(事業実施のための財源) なし	
(事業に必要となる資産) なし	
(1) 当該事業に係る公益目的支出の見込額	2,664,318 円
(2) 当該事業に係る実施事業収入の見込額	0 円

(2) 当該事業年度の実施状況

事業の実施状況について	
1. 受水槽等の適正管理啓発等事業 小規模受水槽設置者に対する適正管理の啓発のため、設置施設への戸別訪問を行った。	
(1) 当該事業に係る公益目的支出の額	7,108,645 円
(2) 当該事業に係る実施事業収入の額	0 円
(3) ((1) - (2)) の額	7,108,645 円
(4) 当該事業に係る損益計算書の費用の額	7,108,645 円
(5) 当該事業に係る損益計算書の収益の額	0 円
(1) 及び (2) に記載した額が計画に記載した額と異なる場合、その内容及び理由	
計画との収支の差4,444,327円は、人件費の増により公益目的支出の額が増加したためである。	

(3) 実施事業資産の状況等

番号	資産の名称	時価評価資産の算定日の時価	移行後に取得した場合の取得価額	前事業年度末日の帳簿価額	当該事業年度末日の帳簿価額	使用の状態
		0 円	0 円	0 円	0 円	

【実施事業収入の額の算定について】

損益計算書の科目	(1) 損益計算書の収益の額	(2) 実施事業収入の額	(2) の額の算定に当たっての考え方
	0 円	0 円	

【公益目的支出の額の算定について】

損益計算書の科目	(1) 損益計算書の費用の額	(2) 公益目的支出の額	(2) の額の算定に当たっての考え方
施設管理事業 受水槽適正	7,108,645 円	7,108,645 円	異なる費用科目はないため左記は同額である。
計	7,108,645 円	7,108,645 円	



### 3. 実施事業（継続事業）の状況等

事業番号	事業の内容
継 1	水・インフラ整備の海外展開を志向する地元企業等に対して技術的な指導又は助言をするなどの支援を行う事業

#### (1) 計画記載事項

事業の概要	
<p>(事業の趣旨)</p> <p>本事業は、浄水場などの水・インフラ施設の整備又は維持管理事業の実施に関して海外展開を志向する地元企業等の支援を行うことにより、もって地元企業等の振興を図ることを目的とする。</p> <p>欧米などの海外企業には水道事業を行うものが多数あり、水・インフラ施設の整備又は維持管理にノウハウを有しているが、地元企業等にはそのような実績がないことから、そのようなノウハウに乏しい地元企業等が海外において水・インフラ施設の整備又は維持管理事業を実施可能となるよう支援する。</p> <p>(内容)</p> <p>浄水場などの水道施設の整備又は維持管理について技術的能力を有する公社職員より、具体的な整備内容を前提としない一般的な内容について、事業実施可能性などの初歩的な面での技術的な指導又は助言を行う。</p> <p>これまで、水質試験所の設置にあたって必要となる管理運営体制についての助言、海外で布設する水道管について、必要となる品質、規格についての相談に応じている。</p> <p>(対象)</p> <p>基本的には、神戸市と水・インフラ整備に関する相互協力協定を締結した地元企業等を原則とするが、地元企業等であれば、それにとらわれず、幅広く相談に応じる。</p> <p>(実施時期) 随時</p> <p>(実施方法) 技術的能力を有する公社職員による面談</p> <p>(指導料) 無料</p> <p>(事業実施のための財源) なし</p> <p>(事業に必要となる資産) なし</p>	
(1) 当該事業に係る公益目的支出の見込額	1,141,546 円
(2) 当該事業に係る実施事業収入の見込額	0 円

(2) 当該事業年度の実施状況

事業の実施状況について	
実施企業：株式会社 2 社	
実施時期：令和元年 9 月から令和 2 年 3 月	
(1) 当該事業に係る公益目的支出の額	886,350 円
(2) 当該事業に係る実施事業収入の額	0 円
(3) ((1) - (2)) の額	886,350 円
(4) 当該事業に係る損益計算書の費用の額	886,350 円
(5) 当該事業に係る損益計算書の収益の額	0 円
(1) 及び (2) に記載した額が計画に記載した額と異なる場合、その内容及び理由	
計画との収支の差 255,196 円は、人件費の減により公益目的支出の額が減少したためである。	

(3) 実施事業資産の状況等 (事業単位ごとに作成してください。)

番号	資産の名称	時価評価資産の算定日の時価	移行後に取得した場合の取得価額	前事業年度末日の帳簿価額	当該事業年度末日の帳簿価額	使用の状況
		0 円	0 円	0 円	0 円	

【実施事業収入の額の算定について】

損益計算書の科目	(1) 損益計算書の収益の額	(2) 実施事業収入の額	(2) の額の算定に当たっての考え方
	0 円	0 円	

【公益目的支出の額の算定について】

損益計算書の科目	(1) 損益計算書の費用の額	(2) 公益目的支出の額	(2) の額の算定に当たっての考え方
調査・システム管理等事業支出 水・インフラ(自主)	886,350 円	886,350 円	異なる費用科目はないため、左記は同額である。
計	886,350 円	886,350 円	

#### 4. その他

##### 別表 A【公益目的支出計画実施期間中の収支の見込みについて】

(1) その他の主要な事業について

変更の内容及び公益目的支出計画の実施に対する影響等
該当なし

(2) 資産の取得や処分、借入について

実施内容（計画の変更内容）及び公益目的支出計画の実施に対する影響等
該当なし

##### 別表 B【引当金等の明細】

(1) 実施事業に係る引当金

該当なし

(2) (1) 以外の引当金のうち、算定日において計上していたもの

番号	引当金の名称		目的		期末残高
	期首残高	当期増加額	当期減少額		
			目的使用	その他	
1	退職給付引当金		職員の退職給付を行ったため。		
	123,256,027円	17,815,708円	16,736,694円	円	124,335,041円
2	賞与引当金		職員の賞与支給を行ったため。		
	8,888,788円	11,579,085円	8,888,788円	円	11,579,085円

(3) 「その他支出又は保全が義務付けられているもの」としたもの

該当なし

## 5. 監査報告書

令和2年 5月 27日

### 令和元年度公益目的支出計画実施報告書に関する監査報告

一般財団法人神戸市水道サービス公社  
理事長 山本 剛司 様

一般財団法人神戸市水道サービス公社

監事 杉本 亨



監事 和氣 大輔



私たち監事は、平成31年4月1日から令和2年3月31日までの令和元年度事業年度の公益目的支出計画実施報告書について監査を行いましたので、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第127条第2項において準用する一般社団法人及び一般財団法人に関する法律第124条第1項(一般社団法人及び一般財団法人に関する法律第199条において準用する同法第124条第1項)及び一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律施行規則第43条の規定に基づき、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

#### 1 監査の方法及びその内容

私たち監事は、理事及び使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、理事会その他重要な会議に出席し、理事等からその職務の執行状況について報告を受け、重要な決裁書類等を閲覧し、業務及び財産の状況を調査し、当該事業年度に係る公益目的支出計画実施報告書について検討いたしました。

#### 2 監査の意見

当法人の公益目的支出計画実施報告書は、法令及び定款に従い、法人の公益目的支出計画の実施の状況を正しく示しているものと認めます。

以上

# 第1号議案 令和元年度決算に係る正味財産増減計算書（損益計算書）及び貸借対照表の承認について

## 1. 正味財産増減計算書（損益計算書）

（平成31年4月1日～令和2年3月31日 単位 円）

科 目	当年度	前年度	増減
I 一般正味財産増減の部			
1. 経常増減の部			
(1)経常収益	649,197,851	734,756,744	△ 85,558,893
事業収益	646,815,235	732,263,220	△ 85,447,985
期間満了メーター取替事業収入	115,036,180	174,229,701	△ 59,193,521
施設管理事業収入	111,539,342	100,768,192	10,771,150
検針・徴収事務事業収入	83,817,620	178,930,967	△ 95,113,347
調査・システム管理等事業収入	223,073,801	109,738,900	113,334,901
管工事事業収入	113,348,292	168,595,460	△ 55,247,168
雑収益	2,382,616	2,493,524	△ 110,908
受取利息	59,214	57,821	1,393
雑収入	2,323,402	2,435,703	△ 112,301
(2)経常費用	628,799,301	708,882,387	△ 80,083,086
事業費	603,361,537	681,841,224	△ 78,479,687
期間満了メーター取替事業支出	82,338,874	153,094,438	△ 70,755,564
施設管理事業支出	134,703,636	108,784,817	25,918,819
検針・徴収事務事業支出	96,005,106	216,732,694	△ 120,727,588
調査・システム管理等事業支出	181,693,404	46,283,791	135,409,613
管工事事業支出	108,620,517	156,945,484	△ 48,324,967
管理費	25,437,764	27,041,163	△ 1,603,399
一般管理費	25,317,023	26,719,158	△ 1,402,135
営業外費用	120,741	322,005	△ 201,264
当期経常増減額	20,398,550	25,874,357	△ 5,475,807
2. 経常外増減の部			
(1)経常外収益(特別利益)	0	0	0
(2)経常外費用(特別損失)	0	0	0
当期経常外増減額	0	0	0
税引前当期一般正味財産増減額	20,398,550	25,874,357	△ 5,475,807
法人税、住民税及び事業税	226,100	122,000	104,100
当期一般正味財産増減額	20,172,450	25,752,357	△ 5,579,907
一般正味財産期首残高	237,532,508	211,780,151	25,752,357
一般正味財産期末残高	257,704,958	237,532,508	20,172,450
II 正味財産期末残高	257,704,958	237,532,508	20,172,450

(参考) 期間損益計算書

(平成31年4月1日～令和2年3月31日 単位 円)

科 目	金 額
売 上 高	646,815,235
期間満了メーター取替事業売上高	115,036,180
施設管理事業売上高	111,539,342
検針・徴収事務事業売上高	83,817,620
調査・システム管理等事業売上高	223,073,801
管工事事業売上高	113,348,292
売上原価	566,053,251
売上総利益	80,761,984
販売費及び一般管理費	62,625,309
営業利益	18,136,675
営業外収益	2,382,616
受取利息	59,214
雑収入	2,323,402
営業外費用	120,741
雑損失	120,741
経常利益	20,398,550
特別利益	0
特別損失	0
その他特別損失	0
税引前当期純利益	20,398,550
法人税、住民税及び事業税等	226,100
当期純利益	20,172,450

## 2. 貸借対照表

(令和2年3月31日現在 単位 円)

科 目	当年度	前年度	増減
<b>I 資産の部</b>			
1. 流動資産			
現金預金	260,075,365	390,771,549	△130,696,184
未収金	228,429,377	161,903,796	66,525,581
貯蔵品	746,680	747,728	△1,048
前払金	421,820	932,212	△510,392
流動資産合計	489,673,242	554,355,285	△64,682,043
2. 固定資産			
基本財産			
預金	3,000,000	3,000,000	0
基本財産合計	3,000,000	3,000,000	0
その他固定資産			
構築物	8,545,000	8,545,000	0
工具器具備品	18,714,650	18,714,650	0
減価償却累計額	△27,015,656	△26,148,943	△866,713
土地	10,719,000	10,719,000	0
電話加入権	1,862,160	1,862,160	0
敷金保証金		207,250	△207,250
長期性預金	7,000,000	7,000,000	0
その他固定資産合計	19,825,154	20,899,117	△1,073,963
固定資産合計	22,825,154	23,899,117	△1,073,963
<b>資産合計</b>	<b>512,498,396</b>	<b>578,254,402</b>	<b>△65,756,006</b>
<b>II 負債の部</b>			
1. 流動負債			
未払金	115,368,204	201,721,207	△86,353,003
未払費用	2,430,546	2,631,628	△201,082
未払法人税等	226,100	122,000	104,100
前受金	100,100	113,400	△13,300
預り金	461,202	3,629,324	△3,168,122
賞与引当金	11,579,085	8,888,788	2,690,297
流動負債計	130,165,237	217,106,347	△86,941,110
2. 固定負債			
預り保証金	293,160	359,520	△66,360
退職給付引当金	124,335,041	123,256,027	1,079,014
固定負債計	124,628,201	123,615,547	1,012,654
<b>負債合計</b>	<b>254,793,438</b>	<b>340,721,894</b>	<b>△85,928,456</b>
<b>III 正味財産の部</b>			
1. 一般正味財産			
一般正味財産	257,704,958	237,532,508	20,172,450
<b>正味財産合計</b>	<b>257,704,958</b>	<b>237,532,508</b>	<b>20,172,450</b>
<b>負債及び正味財産合計</b>	<b>512,498,396</b>	<b>578,254,402</b>	<b>△65,756,006</b>


### 3. 監査報告書

令和2年 5月27日

## 監査報告書

一般財団法人神戸市水道サービス公社  
理事長 山本 剛司 様

一般財団法人神戸市水道サービス公社

監事 杉本 亨 

監事 和氣 大輔 

私たち監事は、平成31年4月1日から令和2年3月31日までの事業年度の理事の職務の執行について監査を行いましたので、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律第99条第1項（一般社団法人及び一般財団法人に関する法律第197条において準用する同法第99条第1項）及び一般社団法人及び一般財団法人に関する法律施行規則第36条及び第45条（一般社団法人及び一般財団法人に関する法律施行規則第64条において準用する同規則第36条及び第45条）の規定に基づき本監査報告書を作成し、次のとおり報告いたします。

#### 1 監査の方法及びその内容

各監事は、理事及びその使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、理事会その他重要な会議に出席し、理事及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、業務及び財産の状況を調査いたしました。以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及び附属明細書を監査いたしました。

さらに、会計帳簿又はこれに関する資料の調査を行い、当該事業年度に係る計算関係書類について監査いたしました。

#### 2 監査の結果

##### (1) 事業報告等の監査結果

- ① 事業報告及び附属明細書は、法令及び定款に従い、法人の状況を正しく示しているものと認めます。
- ② 理事の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。

##### (2) 計算関係書類の監査結果

計算関係書類は、法人の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に示しているものと認めます。

以上



(参考資料)

## I 会社の概要

1. 名称 一般財団法人 神戸市水道サービス公社

2. 所在地 神戸市須磨区大池町5丁目6番30号

3. 設立年月日

設立許可 昭和40年8月13日

設立登記 昭和40年8月26日

名称変更登記 昭和60年7月22日

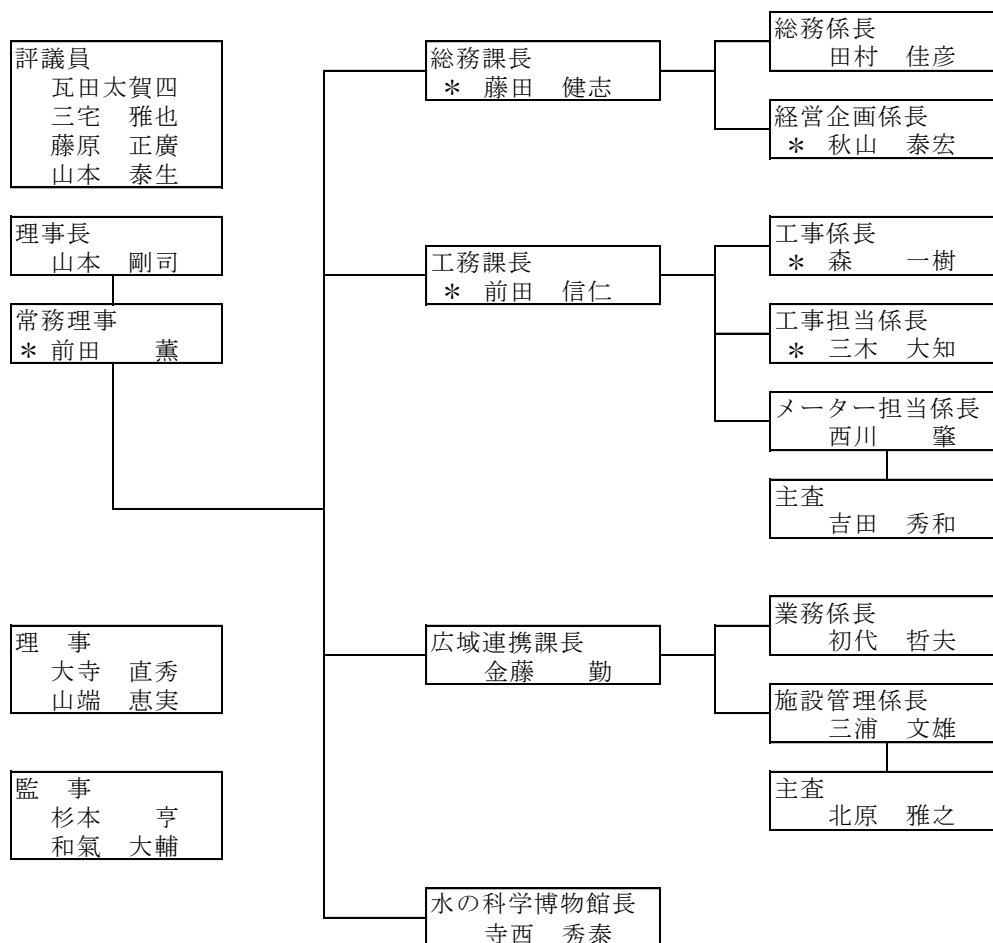
名称変更登記 平成25年4月1日

4. 出資金 110,000千円

出資者	出資年度	出資理由	出資額
神戸市	昭和40年度	設立のため	5,000千円
神戸市	昭和46年度	事業量増大に対処するため	5,000千円
神戸市	平成21年度	経営基盤強化のため	100,000千円

5. 機構

令和2年5月1日現在



\*は、神戸市水道局派遣職員

6. 役職員数（常勤）

令和2年5月1日現在（単位：人）

課	区分	常勤 役員	課長級	係長級	事務 職員	技術 職員	嘱託 職員	計
総務課		2(1)	1(1)	2(1)	4		4	13(3)
工務課			1(1)	4(2)	1	3	7	16(3)
広域連携課			1	3		3	3	10
水の科学博物館			1		1		1	3
計		2(1)	4(2)	9(3)	6	6	15	42(6)

( ) 内は神戸市水道局派遣職員数で内数

## II 一般財団法人神戸市水道サービス公社定款

### 第1章 総則

(名称)

第1条 この法人は、一般財団法人神戸市水道サービス公社（英語名 Kobe Water Service Corporation）と称する。

(事務所)

第2条 この法人は、主たる事務所を兵庫県神戸市に置く。

### 第2章 目的及び事業

(目的)

第3条 この法人は、神戸市内における水道の円滑な利用の促進と適正かつ合理的な維持管理を行うために必要な事業を行うとともに、その技術的能力を活用して国内外の水道事業を支援し、もって神戸市水道事業の合理的な運営と市民福祉の向上に寄与することを目的とする。

(事業)

第4条 この法人は、前条の目的を達成するため、次の事業を行う。

- (1) 水道事業に関する調査研究
- (2) 住宅団地の受水装置の適正管理啓発及び維持管理業務の受託
- (3) 水道事業の事務、工事及び管理業務の受託
- (4) 簡易水道の経営及び技術相談
- (5) 国内外の水道事業の事業者への技術指導及び助言等
- (6) その他この法人の目的を達成するために必要な事業

### 第3章 資産及び会計

(事業年度)

第5条 この法人の事業年度は、毎年4月1日に始まり翌年3月31日に終わる。

(事業計画及び予定損益計算書等)

第6条 この法人の事業計画書、予定損益計算書及び予定貸借対照表については、毎事業年度開始の日の前日までに、理事長（第20条に規定する理事長をいう。以下同じ。）が作成し、理事会の承認を受けなければならない。これを変更する場合も、同様とする。

2 前項の書類については、主たる事務所に、当該事業年度が終了するまでの間備え置くものとする。

(事業報告及び決算)

第7条 この法人の事業報告及び決算については、毎事業年度終了後、理事長が次の書類を作成し、監事の監査を受けた上で、理事会の承認を受けなければならない。

- (1) 事業報告
- (2) 事業報告の附属明細書
- (3) 貸借対照表
- (4) 損益計算書
- (5) 貸借対照表及び損益計算書の附属明細書

2 前項の承認を受けた書類のうち、第1号、第3号及び第4号の書類については、定時評議員会に提出し、第1号の書類についてはその内容を報告し、その他の書類については承認を受けなければならない。

3 第1項の書類のほか、監査報告を主たる事務所に5年間備え置くとともに、定款を主たる

事務所に備え置くものとする。

(剰余金の分配禁止)

第8条 この法人は、剰余金の分配を行うことができない。

#### 第4章 評議員

(評議員の定数)

第9条 この法人に評議員3名以上7名以内を置く。

(評議員の選任及び解任)

第10条 評議員の選任及び解任は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律（平成18年法律第48号。以下「一般法人法」という。）第179条から第195条の規定に従い、評議員会において行う。

(評議員の任期)

第11条 評議員の任期は、選任後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時評議員会の終結の時までとする。ただし、再任を妨げない。

2 任期の満了前に退任した評議員の補欠として選任された評議員の任期は、退任した評議員の任期の満了する時までとする。

3 評議員は、第9条に定める定数に足りなくなるときは、任期の満了又は辞任により退任した後も、新たに選任される者が就任するまで、なお評議員としての権利義務を有する。

(評議員に対する報酬等)

第12条 評議員に対して、各年度の総額が1,000,000円を超えない範囲で、評議員会において別に定める報酬等の支給の基準に従って算定した額を、報酬として支給することができる。

2 評議員には、その職務を行うために要する費用を弁償することができる。

#### 第5章 評議員会

(構成)

第13条 評議員会は、すべての評議員をもって構成する。

(権限)

第14条 評議員会は、次の事項について決議する。

- (1) 理事及び監事並びに評議員の選任及び解任
- (2) 理事及び監事の報酬等の額
- (3) 評議員に対する報酬等の支給の基準
- (4) 貸借対照表及び損益計算書の承認
- (5) 定款の変更
- (6) 残余財産の処分
- (7) その他評議員会で決議するものとして法令又はこの定款で定められた事項

(開催)

第15条 評議員会は、定時評議員会として毎年度6月に1回開催するほか、必要がある場合に開催する。

(招集)

第16条 評議員会は、法令に別段の定めがある場合を除き、理事会の決議に基づき理事長が招集する。

2 評議員は、理事長に対し、評議員会の目的である事項及び招集の理由を示して、評議員会の招集を請求することができる。

(議長)

第17条 評議員会の議長は、評議員会において互選する。

(決議)

第18条 評議員会の決議は、決議について特別の利害関係を有する評議員を除く評議員の過半数が出席し、その過半数をもって行う。

2 前項の規定にかかわらず、次の決議は、決議について特別の利害関係を有する評議員を除く評議員の3分の2以上に当たる多数をもって行わなければならない。

- (1) 監事の解任
- (2) 評議員に対する報酬等の支給の基準
- (3) 定款の変更
- (4) その他法令で定められた事項

3 理事又は監事を選任する議案を決議するに際しては、各候補者ごとに第1項の決議を行わなければならない。理事又は監事の候補者の合計数が第20条に定める定数を上回る場合には、過半数の賛成を得た候補者の中から得票数の多い順に定数の枠に達するまでの者を選任することとする。

4 第1項及び第2項の規定にかかわらず、一般法人法第194条第1項の要件を満たしたときは、評議員会の決議があったものとみなす。

(議事録)

第19条 評議員会の議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成する。

2 議長及び出席した評議員の中から選出された2名が、前項の議事録に記名押印する。

## 第6章 役員

(役員の設定)

第20条 この法人に、次の役員を置く。

- (1) 理事 3名以上7名以内
- (2) 監事 2名以内

2 理事のうち1名を理事長、1名を常務理事とする。

3 前項の理事長をもって一般法人法上の代表理事とし、常務理事をもって一般法人法第197条において準用する一般法人法第91条第1項第2号の業務執行理事とする。

(役員を選任)

第21条 理事及び監事は、評議員会の決議によって選任する。

2 理事長及び常務理事は、理事会の決議によって理事の中から選定する。

3 監事は、この法人の理事又は使用人を兼ねることができない。

(理事の職務及び権限)

第22条 理事は、理事会を構成し、法令及びこの定款で定めるところにより、職務を執行する。

2 理事長は、法令及びこの定款で定めるところにより、この法人を代表し、その業務を執行する。

3 常務理事は、理事長を補佐し、理事会において別に定めるところにより、この法人の業務を執行する。

4 理事長及び常務理事は、毎事業年度に4箇月を超える間隔で2回以上、自己の職務の執行の状況を理事会に報告しなければならない。

(監事の職務及び権限)

第23条 監事は、理事の職務の執行を監査し、法令で定めるところにより、監査報告を作成する。

2 監事は、いつでも、理事及び使用人に対して事業の報告を求め、この法人の業務及び財産の状況の調査をすることができる。

(役員任期)

第24条 理事の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時評議員会の終結の時までとする。ただし、再任を妨げない。

2 監事の任期は、選任後3年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時評議員会の終結の時までとする。ただし、再任を妨げない。

3 補欠として選任された理事又は監事の任期は、前任者の任期の満了する時までとする。

4 理事又は監事は、第20条に定める定数に足りなくなるときは、任期の満了又は辞任により退任した後も、新たに選任された者が就任するまで、なお理事又は監事としての権利義務を有する。

(役員解任)

第25条 理事又は監事が、次のいずれかに該当するときは、評議員会の決議によって解任することができる。

(1) 職務上の義務に違反し、又は職務を怠ったとき。

(2) 心身の故障のため、職務の執行に支障があり、又はこれに堪えないとき。

(役員報酬等)

第26条 理事及び監事に対して、評議員会において別に定める総額の範囲内で、評議員会において別に定める報酬等の支給の基準に従って算定した額を報酬等として支給することができる。

(責任の一部免除)

第27条 この法人は、一般法人法第198条において準用する一般法人法第111条第1項の賠償責任について、理事又は監事（理事又は監事であった者を含む。）が職務を行うにつき善意でかつ重大な過失がない場合において、特に必要と認めるときは一般法人法第198条において準用する一般法人法第113条に規定する最低責任限度額を控除して得た額を限度として、理事会の決議によって、免除することができる。

## 第7章 理事会

(構成)

第28条 理事会は、すべての理事をもって構成する。

(権限)

第29条 理事会は、次の職務を行う。

(1) この法人の業務執行の決定

(2) 理事の職務の執行の監督

(3) 理事長及び常務理事の選定及び解職

(招集)

第30条 理事会は、理事長が招集する。

2 理事長が欠けたとき又は理事長に事故があるときは、各理事が理事会を招集する。

(議長)

第31条 理事会の議長は、理事長がこれに当たる。ただし、理事長が欠けたとき又は理事長に事故があるときは、他の理事がこれに当たる。

(決議)

第32条 理事会の決議は、決議について特別の利害関係を有する理事を除く理事の過半数が出

席し、その過半数をもって行う。

- 2 前項の規定にかかわらず、一般法人法第197条において準用する一般法人法第96条の要件を満たしたときは、理事会の決議があったものとみなす。

(報告の省略)

第33条 理事又は監事が理事及び監事の全員に対して理事会に報告すべき事項を通知したときは、その事項を理事会へ報告することを要しない。

- 2 前項の規定は、第22条第4項の規定による報告については、適用しない。

(議事録)

第34条 理事会の議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成する。

- 2 出席した理事長及び監事は、前項の議事録に記名押印する。

## 第8章 定款の変更及び解散

(定款の変更)

第35条 この定款は、評議員会の決議によって変更することができる。

- 2 前項の規定は、この定款の第3条、第4条及び第10条についても適用する。

(解散)

第36条 この法人は、この法人の目的である事業の成功の不能その他法令で定められた事由によって解散する。

(残余財産の帰属)

第37条 この法人が清算をする場合において有する残余財産は、評議員会の決議を経て、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律（平成18年法律第49号）第5条第17号に掲げる法人又は国若しくは地方公共団体に贈与するものとする。

## 第9章 公告の方法

(公告の方法)

第38条 この法人の公告は、主たる事務所の公衆の見やすい場所に掲示する方法により行う。

## 附 則

- 1 この定款は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（平成18年法律第50号。以下「整備法」という。）第121条第1項において読み替えて準用する整備法第106条第1項に定める一般社団法人又は一般財団法人の設立の登記の日から施行する。
- 2 整備法第121条第1項において読み替えて準用する整備法第106条第1項に定める特例民法法人の解散の登記と一般社団法人又は一般財団法人の設立の登記を行ったときは、第5条の規定にかかわらず、解散の登記の日の前日を事業年度の末日とし、設立の登記の日を事業年度の開始日とする。
- 3 この法人の設立の登記の日に就任する理事は、次に掲げる者とする。  
神田勉、山本裕光、中川欣哉、水口和彦
- 4 この法人の最初の理事長は神田勉、常務理事は山本裕光とする。
- 5 この法人の設立の登記の日に就任する監事は、次に掲げる者とする。  
和氣大輔